

令和3年度和歌山県一般会計予算及び各特別
会計予算

和 歌 山 県

目 次

令和 3 年度和歌山県一般会計予算	1
令和 3 年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算	37
令和 3 年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算	41
令和 3 年度和歌山県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	45
令和 3 年度和歌山県修学奨励金特別会計予算	49
令和 3 年度和歌山県職員住宅特別会計予算	53
令和 3 年度和歌山県国民健康保険特別会計予算	57
令和 3 年度和歌山県営競輪事業特別会計予算	61
令和 3 年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算	65
令和 3 年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算	69
令和 3 年度和歌山県自動車税証紙特別会計予算	73
令和 3 年度和歌山県用地取得事業特別会計予算	77
令和 3 年度和歌山県公債管理特別会計予算	81
令和 3 年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算	85
令和 3 年度和歌山県工業用水道事業会計予算	89
令和 3 年度和歌山県土地造成事業会計予算	93
令和 3 年度和歌山県流域下水道事業会計予算	97

令和3年度和歌山県一般会計予算

令和3年度和歌山県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ612,021,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 県	税	90,164,100 <small>千円</small>
	1 県 民 税	31,084,000
	2 事 業 税	15,749,000
	3 地 方 消 費 税	22,649,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,641,000
	5 県 た ば こ 税	1,050,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	289,000
	7 軽 油 引 取 税	5,969,000
	8 自 動 車 税	11,718,000
	9 鉱 区 税	100
	10 狩 猟 税	15,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		41,749,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	41,749,000
3 地 方 譲 与 税		12,503,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	10,394,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,836,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	56,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	71,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	144,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	2,000
4 地 方 特 例 交 付 金		504,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	504,000
5 地 方 交 付 税		170,100,000
	1 地 方 交 付 税	170,100,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		188,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	188,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		835,043
	1 分 担 金	23,425
	2 負 担 金	811,618

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		5,995,470 ^{千円}
	1 使用料	4,468,355
	2 手数料	1,527,115
9 国庫支出金		92,453,185
	1 国庫負担金	35,305,309
	2 国庫補助金	55,542,402
	3 委託金	1,605,474
10 財産収入		400,230
	1 財産運用収入	157,124
	2 財産売却収入	243,106
11 寄附金		85,540
	1 寄附金	85,540
12 繰入金		11,105,105
	1 特別会計繰入金	246,266
	2 基金繰入金	10,858,839
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		103,684,298
	1 延滞金、加算金及び過料等	166,377
	2 県預金利子	36
	3 貸付金元利収入	97,328,862
	4 収益事業収入	2,714,360
	5 受託事業収入	563,618
	6 雑収入	2,911,045
15 県債		82,254,300
	1 県債	82,254,300
歳 入 合 計		612,021,272

(歳 出)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,281,677 <small>千円</small>
	1 議 会 費	1,281,677
2 総 務 費		31,498,183
	1 総 務 管 理 費	14,013,041
	2 企 画 費	6,719,061
	3 徴 税 費	5,005,287
	4 市 町 村 振 興 費	799,301
	5 選 挙 費	926,065
	6 防 災 費	2,628,368
	7 統 計 調 査 費	331,457
	8 人 事 委 員 会 費	153,452
	9 監 査 委 員 費	188,201
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	568,338
	11 自 然 保 護 費	165,612
3 民 生 費		78,276,416
	1 社 会 福 祉 費	58,806,058
	2 児 童 福 祉 費	15,634,277
	3 生 活 保 護 費	3,806,852
	4 災 害 救 助 費	29,229
4 衛 生 費		31,341,577
	1 公 衆 衛 生 費	20,842,720
	2 環 境 衛 生 費	1,073,121
	3 保 健 所 費	1,590,844
	4 医 薬 費	6,672,298
	5 環 境 対 策 費	1,162,594
5 労 働 費		1,370,325
	1 労 政 費	550,114
	2 職 業 訓 練 費	727,758
	3 労 働 委 員 会 費	92,453
6 農 林 水 産 業 費		24,061,681
	1 農 業 費	6,229,383

款	項	金額
	2 畜 産 業 費	445,531
	3 農 地 費	6,012,629
	4 林 業 費	6,911,352
	5 水 産 業 費	2,918,041
	6 試 験 研 究 費	1,544,745
7 商 工 費		107,194,421
	1 商 業 費	100,618,099
	2 工 鉱 業 費	5,655,103
	3 観 光 費	921,219
8 土 木 費		72,064,089
	1 土 木 管 理 費	4,171,076
	2 道 路 橋 り よ う 費	40,005,098
	3 河 川 海 岸 費	16,166,978
	4 港 湾 費	5,932,228
	5 都 市 計 画 費	4,406,499
	6 住 宅 費	1,382,210
9 警 察 費		28,207,940
	1 警 察 管 理 費	24,359,082
	2 警 察 活 動 費	3,848,858
10 教 育 費		109,587,509
	1 教 育 総 務 費	15,296,441
	2 小 学 校 費	29,692,020
	3 中 学 校 費	17,199,813
	4 高 等 学 校 費	22,090,222
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,184,286
	6 社 会 教 育 費	2,718,193
	7 保 健 体 育 費	1,789,510
	8 大 学 費	6,617,024
11 災 害 復 旧 費		9,244,407
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,303,195
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7,941,212
12 公 債 費		72,048,518

款	項	金 額
	1 公 債 費	72,048,518 <small>千円</small>
13 諸 支 出 金		45,644,529
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	21,482,000
	2 利 子 割 交 付 金	147,906
	3 法 人 事 業 税 交 付 金	1,142,680
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	20,954,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	202,300
	6 環 境 性 能 割 交 付 金	341,126
	7 利 子 割 精 算 金	1
	8 配 当 割 交 付 金	678,942
	9 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	695,574
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		612,021,272

第2表 債務負担行為			
事 項	期 間	限 度	額
1 令和3年度新地方公会計システム構築・運用	自 令和4年度 至 令和8年度	(5年)	19,791
2 令和3年度住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援業務委託	自 令和3年度 至 令和6年度	(4年)	7,794
3 令和3年度県庁舎電話交換業務委託	令和4年度	(1年)	1,294
4 令和3年度伊都総合庁舎大規模改造工事	令和4年度	(1年)	766,066
5 令和3年度振興局電話交換機賃借料	自 令和4年度 至 令和7年度	(4年)	192,064
6 令和3年度和歌山県防災センター宿日直業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	(2年)	16,026
7 令和3年度消防救急デジタル無線整備	自 令和4年度 至 令和7年度	(4年)	429,000
8 令和3年度総合防災情報システム運用保守及び賃貸借	自 令和4年度 至 令和7年度	(4年)	27,536
9 令和3年度防災情報システム（情報系）整備及び運用保守	自 令和3年度 至 令和8年度	(6年)	451,180
10 令和3年度防災情報システム（衛星系）整備	令和4年度	(1年)	701,878
11 令和3年度防災情報システム（衛星系）整備施工管理	令和4年度	(1年)	23,320
12 令和3年度データ活用推進業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	(2年)	4,000
13 令和3年度IR推進に関するアドバイザー業務委託	令和4年度	(1年)	7,165
14 令和3年度オープン系人事給与システム構築・運用	自 令和4年度 至 令和10年度	(7年)	536,735
15 令和3年度地理情報システム運用	令和4年度	(1年)	3,320
16 令和3年度サイバー攻撃対策システム運用管理	令和4年度	(1年)	23,650

事	項	期	間	限	度	額
17	令和3年度マイナンバー専用庁内ネットワーク運用管理	令和4年度	(1年)			千円 2,805
18	令和3年度財務会計システム構築・運用保守委託及び機器等賃貸借	自 令和4年度 至 令和10年度	(7年)			509,614
19	令和3年度相談センター改修(一時保護所新築整備)	令和4年度	(1年)			476,707
20	令和3年度環境衛生研究センター再整備	令和4年度	(1年)			60,000
21	令和3年度ドクターヘリ格納庫・ヘリ給油施設整備	令和4年度	(1年)			287,866
22	令和3年度大腸がん受診率向上対策業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度	(2年)			3,000
23	令和3年度和歌山県若手中核人材確保強化	自 令和3年度 至 令和9年度	(7年)			50,000
24	令和3年度離転職者等職業訓練委託	自 令和4年度 至 令和5年度	(2年)			49,888
25	令和3年度県営ため池等整備(津兼池地区)工事	令和4年度	(1年)			20,000
26	令和3年度県営ため池等整備(内芝池地区)工事	令和4年度	(1年)			10,000
27	令和3年度県営ため池等整備(田尻地区)工事	令和4年度	(1年)			20,000
28	令和3年度県営ため池等整備(佐川池地区)工事	令和4年度	(1年)			36,000
29	令和3年度県営ため池等整備(野上大池地区)工事	令和4年度	(1年)			93,000
30	令和3年度県営中山間総合整備(別院野尻地区)工事	令和4年度	(1年)			80,000
31	令和3年度県営中山間総合整備(尼寺地区)工事	令和4年度	(1年)			100,000
32	令和3年度県営農業基盤整備促進(和歌山3期地区)工事	令和4年度	(1年)			50,000
33	令和3年度公益財団法人和歌山県農業公社事業融資損失補償	資金貸付の日から全国農地保有合理化協会及び県信連が補償の履行を指定した日まで				全国農地保有合理化協会及び県信連からの100,000千円を限度額とする融資のうち、弁済できなかった元利金額(延滞金及び違約金を含む)

事 項	期 間	限 度 額
34 令和3年度農業経営負担軽減支援 資金融資	自 令和3年度 至 令和19年度 (17年)	融資総額100,000千円を限度として 年1.30%以内で計算した額 千円
35 令和3年度農業近代化資金利子補 給	自 令和3年度 至 令和24年度 (22年)	融資総額1,000,000千円を限度とし て年1.30%以内で計算した額
36 令和3年度生活営農資金融資利子 補給	自 令和3年度 至 令和19年度 (17年)	融資総額500,000千円を限度として 年0.52%以内で計算した額
37 令和3年度和歌山県農林大学校食 堂委託	自 令和4年度 至 令和5年度 (2年)	22,176
38 令和3年度漁業金融制度資金利子 補給	自 令和3年度 至 令和23年度 (21年)	融資総額700,000千円を限度として 年1.425%以内で計算した額
39 令和3年度紀の里地区粉河工区県 営農道整備	令和4年度 (1年)	500,000
40 令和3年度和歌浦漁港漁港施設整 備	令和4年度 (1年)	30,000
41 令和3年度箕島漁港漁港施設整備	令和4年度 (1年)	100,000
42 令和3年度阿尾漁港漁港施設整備	令和4年度 (1年)	30,000
43 令和3年度塩屋漁港漁港施設整備	令和4年度 (1年)	30,000
44 令和3年度印南漁港漁港施設整備	令和4年度 (1年)	30,000
45 令和3年度堺漁港漁港施設整備	令和4年度 (1年)	30,000
46 令和3年度周参見漁港漁港施設整 備	令和4年度 (1年)	50,000
47 令和3年度串本漁港漁港施設整備	令和4年度 (1年)	400,000
48 令和3年度太地漁港漁港施設整備	令和4年度 (1年)	30,000
49 令和3年度田辺漁港(湊)漁港施 設整備(機能強化)	令和4年度 (1年)	20,000
50 令和3年度有田漁港漁港施設整備 (機能強化)	令和4年度 (1年)	20,000
51 令和3年度和歌浦漁港漁港施設整 備(機能保全)	令和4年度 (1年)	20,000
52 令和3年度阿尾漁港漁港施設整備 (機能保全)	令和4年度 (1年)	20,000

事	項	期	間	限	度	額
53	令和3年度田辺漁港漁港施設整備 (機能保全)	令和4年度	(1年)			10,000 ^{千円}
54	令和3年度串本漁港漁港施設整備 (機能保全)	令和4年度	(1年)			30,000
55	令和3年度田辺漁港漁港海岸整備	令和4年度	(1年)			50,000
56	令和3年度田辺漁港漁港海岸整備 (扇ヶ浜)	令和4年度	(1年)			10,000
57	令和3年度漁港維持修繕	令和4年度	(1年)			10,000
58	令和3年度中小企業短期決済資金 融資損失補償	自 令和3年度 至 令和6年度	(4年)			融資総額3,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
59	令和3年度中小企業経営支援資金 融資損失補償	自 令和3年度 至 令和17年度	(15年)			融資総額12,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
60	令和3年度中小企業小企業応援資金 融資損失補償	自 令和3年度 至 令和17年度	(15年)			融資総額11,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
61	令和3年度中小企業資金繰り安定 資金融資損失補償	自 令和3年度 至 令和22年度	(20年)			融資総額62,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
62	令和3年度中小企業成長サポート 資金融資損失補償	自 令和3年度 至 令和27年度	(25年)			融資総額2,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
63	令和3年度中小企業安全・安心推進 資金融資損失補償	自 令和3年度 至 令和22年度	(20年)			融資総額7,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
64	令和3年度中小企業事業承継支援 資金融資損失補償	自 令和3年度 至 令和27年度	(25年)			融資総額2,500,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
65	令和3年度中小企業災害復旧対策 資金融資損失補償	自 令和3年度 至 令和17年度	(15年)			融資総額500,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の4分の3以内で計算した額
66	令和3年度公共工事等統合支援シ ステム(公共施設維持管理プラ ットフォーム構築)機器リース料	自 令和3年度 至 令和8年度	(6年)			54,899
67	令和3年度国道168号道路保全	令和4年度	(1年)			160,000

事 項	期 間	限 度	額
68 令和3年度国道169号道路保全	令和4年度	(1年)	160,000 ^{千円}
69 令和3年度国道311号道路保全	令和4年度	(1年)	50,000
70 令和3年度国道370号道路保全	令和4年度	(1年)	70,000
71 令和3年度国道371号道路保全	令和4年度	(1年)	190,000
72 令和3年度国道424号道路保全	令和4年度	(1年)	200,000
73 令和3年度国道425号道路保全	令和4年度	(1年)	70,000
74 令和3年度国道480号道路保全	令和4年度	(1年)	50,000
75 令和3年度県道かつらぎ桃山線道路保全	令和4年度	(1年)	50,000
76 令和3年度県道高野口野上線道路保全	令和4年度	(1年)	50,000
77 令和3年度県道岩出野上線道路保全	令和4年度	(1年)	20,000
78 令和3年度県道和歌山橋本線道路保全	令和4年度	(1年)	130,000
79 令和3年度県道新和歌浦梅原線道路保全	令和4年度	(1年)	15,000
80 令和3年度県道広川川辺線道路保全	令和4年度	(1年)	20,000
81 令和3年度県道御坊湯浅線道路保全	令和4年度	(1年)	30,000
82 令和3年度県道御坊由良線道路保全	令和4年度	(1年)	200,000
83 令和3年度県道御坊中津線道路保全	令和4年度	(1年)	20,000
84 令和3年度県道田辺白浜線道路保全	令和4年度	(1年)	60,000
85 令和3年度県道南紀白浜空港線道路保全	令和4年度	(1年)	60,000
86 令和3年度県道白浜温泉線道路保全	令和4年度	(1年)	10,000
87 令和3年度県道上富田南部線道路保全	令和4年度	(1年)	60,000
88 令和3年度県道上富田すさみ線道路保全	令和4年度	(1年)	70,000

事 項	期 間	限 度	額
89 令和3年度県道すさみ古座線道路 保全	令和4年度 (1年)		110,000 ^{千円}
90 令和3年度県道串本古座川線道路 保全	令和4年度 (1年)		20,000
91 令和3年度県道樫野串本線道路保 全	令和4年度 (1年)		30,000
92 令和3年度県道那智勝浦古座川線 道路保全	令和4年度 (1年)		40,000
93 令和3年度県道那智勝浦熊野川線 道路保全	令和4年度 (1年)		50,000
94 令和3年度県道那智勝浦本宮線道 路保全	令和4年度 (1年)		20,000
95 令和3年度県道那智山勝浦線道路 保全	令和4年度 (1年)		190,000
96 令和3年度県道泉佐野打田線道路 保全	令和4年度 (1年)		20,000
97 令和3年度県道花園美里線道路保 全	令和4年度 (1年)		30,000
98 令和3年度県道和歌山野上線道路 保全	令和4年度 (1年)		30,000
99 令和3年度県道西脇梅原線道路保 全	令和4年度 (1年)		10,000
100 令和3年度県道和歌山港北島線道 路保全	令和4年度 (1年)		100,000
101 令和3年度県道新和歌浦線道路保 全	令和4年度 (1年)		50,000
102 令和3年度県道沖野々森小手穂線 道路保全	令和4年度 (1年)		15,000
103 令和3年度県道興加茂郷停車場線 道路保全	令和4年度 (1年)		60,000
104 令和3年度県道下湯川金屋線道路 保全	令和4年度 (1年)		10,000
105 令和3年度県道上初湯川皆瀬線道 路保全	令和4年度 (1年)		100,000
106 令和3年度県道龍神中辺路線道路 保全	令和4年度 (1年)		10,000
107 令和3年度県道芳養清川線道路保 全	令和4年度 (1年)		20,000

事	項	期	間	限	度	額
108	令和3年度県道上万呂北新町線道路保全	令和4年度	(1年)			70,000 ^{千円}
109	令和3年度県道田辺港線道路保全	令和4年度	(1年)			80,000
110	令和3年度県道白浜停車場線道路保全	令和4年度	(1年)			30,000
111	令和3年度県道椿停車場線道路保全	令和4年度	(1年)			20,000
112	令和3年度県道近露平瀬線道路保全	令和4年度	(1年)			30,000
113	令和3年度県道下川上牟婁線道路保全	令和4年度	(1年)			90,000
114	令和3年度県道岩田保呂線道路保全	令和4年度	(1年)			70,000
115	令和3年度県道市鹿野鮎川線道路保全	令和4年度	(1年)			60,000
116	令和3年度県道古座川熊野川線道路保全	令和4年度	(1年)			50,000
117	令和3年度県道高田相賀線道路保全	令和4年度	(1年)			30,000
118	令和3年度県道長井古座線道路保全	令和4年度	(1年)			10,000
119	令和3年度県道南平野下里停車場線道路保全	令和4年度	(1年)			20,000
120	令和3年度県道梶取崎線道路保全	令和4年度	(1年)			30,000
121	令和3年度県道日置川すさみ線道路保全	令和4年度	(1年)			210,000
122	令和3年度県道白浜日置川自転車道線道路保全	令和4年度	(1年)			30,000
123	令和3年度道路災害防除	令和4年度	(1年)			30,000
124	令和3年度交通安全施設等整備	令和4年度	(1年)			50,000
125	令和3年度道路維持修繕	令和4年度	(1年)			200,000
126	令和3年度道路維持作業車購入	令和4年度	(1年)			40,000
127	令和3年度県際道路管理	令和4年度	(1年)			1,000

事	項	期	間	限	度	額
128	令和3年度国道168号 相賀高田工区国道改良	自	令和4年度 (5年)			千円 8,000,000
129	令和3年度国道168号 相須工区国道改良		令和4年度 (1年)			100,000
130	令和3年度国道371号 新紀見トンネル国道改良		令和4年度 (1年)			550,000
131	令和3年度国道169号 竹原工区道路改良		令和4年度 (1年)			150,000
132	令和3年度国道370号 矢立～九度山工区道路改良		令和4年度 (1年)			1,000,000
133	令和3年度国道370号 美里2バイパス道路改良		令和4年度 (1年)			300,000
134	令和3年度国道370号 美里4工区道路改良		令和4年度 (1年)			400,000
135	令和3年度国道371号 向副～南工区道路改良		令和4年度 (1年)			200,000
136	令和3年度国道371号 東～殿原工区道路改良		令和4年度 (1年)			100,000
137	令和3年度国道371号 田辺市中辺路町工区道路改良		令和4年度 (1年)			150,000
138	令和3年度国道371号 石船～向山工区道路改良		令和4年度 (1年)			150,000
139	令和3年度国道371号 古座川町工区道路改良		令和4年度 (1年)			100,000
140	令和3年度国道371号 真砂～大川工区道路改良		令和4年度 (1年)			100,000
141	令和3年度国道371号 添野川～佐田工区道路改良		令和4年度 (1年)			20,000
142	令和3年度国道371号 小松原工区道路改良		令和4年度 (1年)			50,000
143	令和3年度国道424号 西ヶ峯～上谷拡幅道路改良		令和4年度 (1年)			610,000
144	令和3年度国道424号 切目辻工区道路改良	自	令和4年度 (2年)			2,800,000
		至	令和5年度			
145	令和3年度国道424号 福井工区道路改良		令和4年度 (1年)			20,000

事	項	期	間	限	度	額
146	令和3年度国道425号 小家谷工区道路改良	令和4年度	(1年)			200,000 ^{千円}
147	令和3年度国道425号 田辺市工区道路改良	令和4年度	(1年)			100,000
148	令和3年度国道480号 花坂～大門拡幅2道路改良	令和4年度	(1年)			300,000
149	令和3年度国道480号 花園久木工区道路改良	令和4年度	(1年)			400,000
150	令和3年度国道480号 相ノ浦～花園中南工区道路改良	令和4年度	(1年)			50,000
151	令和3年度国道480号 花園中南～花園梁瀬工区道路改良	令和4年度	(1年)			30,000
152	令和3年度国道480号 紀の川市工区道路改良	令和4年度	(1年)			30,000
153	令和3年度国道480号 押手～杉野原工区道路改良	令和4年度	(1年)			100,000
154	令和3年度国道480号 有田川工区道路改良	令和4年度	(1年)			50,000
155	令和3年度国道480号 清水工区道路改良	令和4年度	(1年)			30,000
156	令和3年度県道二見御幸辻停車場線道路改良	令和4年度	(1年)			100,000
157	令和3年度県道花園美里線道路改良	令和4年度	(1年)			200,000
158	令和3年度県道那賀かつらぎ線道路改良	令和4年度	(1年)			20,000
159	令和3年度県道かつらぎ桃山線道路改良	令和4年度	(1年)			300,000
160	令和3年度県道泉佐野打田線道路改良	令和4年度	(1年)			400,000
161	令和3年度県道粉河寺線道路改良	自 令和4年度 至 令和5年度	(2年)			250,000
162	令和3年度県道泉佐野岩出線外1線道路改良	令和4年度	(1年)			300,000
163	令和3年度県道紀伊停車場田井ノ瀬線道路改良	自 令和4年度 至 令和5年度	(2年)			1,100,000

事	項	期	間	限	度	額
164	令和3年度県道三田海南線外1線道路改良	令和4年度	(1年)			20,000 ^{千円}
165	令和3年度県道秋月海南線道路改良	令和4年度	(1年)			100,000
166	令和3年度県道海南金屋線道路改良	令和4年度	(1年)			600,000
167	令和3年度県道奥佐々阪井線道路改良	令和4年度	(1年)			100,000
168	令和3年度県道野上清水線道路改良	令和4年度	(1年)			400,000
169	令和3年度県道生石公園線道路改良	令和4年度	(1年)			220,000
170	令和3年度県道有田湯浅線道路改良	令和4年度	(1年)			220,000
171	令和3年度県道御坊美山線道路改良	令和4年度	(1年)			20,000
172	令和3年度県道御坊由良線道路改良	令和4年度	(1年)			450,000
173	令和3年度県道柏御坊線道路改良	令和4年度	(1年)			50,000
174	令和3年度県道井関御坊線道路改良	令和4年度	(1年)			300,000
175	令和3年度県道芳養清川線道路改良	令和4年度	(1年)			490,000
176	令和3年度県道御坊中津線道路改良	令和4年度	(1年)			210,000
177	令和3年度県道玄子小松原線道路改良	令和4年度	(1年)			20,000
178	令和3年度県道上富田南部線道路改良	令和4年度	(1年)			50,000
179	令和3年度県道平瀬上三栖線道路改良	自 令和4年度 至 令和5年度	(2年)			1,300,000
180	令和3年度県道龍神十津川線道路改良	令和4年度	(1年)			120,000
181	令和3年度県道日置川大塔線道路改良	令和4年度	(1年)			100,000
182	令和3年度県道白浜久木線道路改良	令和4年度	(1年)			600,000

事	項	期	間	限	度	額
183	令和3年度県道すさみ古座線道路改良	自	令和4年度 (3年)			千円 4,000,000
184	令和3年度県道長井古座線道路改良		令和4年度 (1年)			300,000
185	令和3年度県道高田相賀線道路改良	自	令和4年度 (3年)			2,990,000
186	令和3年度県道志賀三谷線広域地方計画道路改良		令和4年度 (1年)			20,000
187	令和3年度県道高野口野上線広域地方計画道路改良		令和4年度 (1年)			80,000
188	令和3年度県道龍神十津川線広域地方計画道路改良		令和4年度 (1年)			20,000
189	令和3年度県道那智勝浦古座川線広域地方計画道路改良		令和4年度 (1年)			30,000
190	令和3年度県道山内恋野線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			20,000
191	令和3年度県道山田御幸辻停車場線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			20,000
192	令和3年度県道かつらぎ桃山線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			70,000
193	令和3年度県道岩出野上線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			100,000
194	令和3年度県道泉佐野打田線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			20,000
195	令和3年度県道粉河寺線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			20,000
196	令和3年度県道泉佐野岩出線外1線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			20,000
197	令和3年度県道粉河加太線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			20,000
198	令和3年度県道三田海南線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			20,000
199	令和3年度県道紀伊停車場田井ノ瀬線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			50,000
200	令和3年度県道秋月海南線地方特定道路整備		令和4年度 (1年)			50,000

事	項	期	間	限	度	額
201	令和3年度県道海南金屋線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			90,000 ^{千円}
202	令和3年度県道引尾下津線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			50,000
203	令和3年度県道興加茂郷停車場線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			30,000
204	令和3年度県道奥佐々阪井線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			70,000
205	令和3年度県道野上清水線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			200,000
206	令和3年度県道吉備金屋線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
207	令和3年度県道有田湯浅線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
208	令和3年度県道生石公園線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
209	令和3年度県道井関御坊線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			40,000
210	令和3年度県道御坊由良線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			40,000
211	令和3年度県道柏御坊線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
212	令和3年度県道上富田南部線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
213	令和3年度県道芳養清川線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
214	令和3年度県道平瀬上三栖線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
215	令和3年度県道龍神十津川線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			70,000
216	令和3年度県道白浜久木線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			150,000
217	令和3年度県道すさみ古座線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			140,000
218	令和3年度県道長井古座線地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			60,000
219	令和3年度自転車利用環境整備地方特定道路整備	令和4年度	(1年)			20,000

事	項	期	間	限	度	額
220	令和3年度県道上鞆那賀線半島振興道路整備	令和4年度	(1年)			40,000 ^{千円}
221	令和3年度県道垣内貴志川線半島振興道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
222	令和3年度県道滝切目停車場線半島振興道路整備	令和4年度	(1年)			40,000
223	令和3年度県道御坊中津線半島振興道路整備	令和4年度	(1年)			50,000
224	令和3年度県道田辺印南線半島振興道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
225	令和3年度県道岩田保呂線半島振興道路整備	令和4年度	(1年)			20,000
226	令和3年度県道山田岸上線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			20,000
227	令和3年度県道高野橋本線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			40,000
228	令和3年度県道堺かつらぎ線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			30,000
229	令和3年度県道和歌山野上線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			40,000
230	令和3年度県道引尾下津線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			50,000
231	令和3年度県道吉原湯浅線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			100,000
232	令和3年度県道御坊湯浅線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			25,000
233	令和3年度県道日高印南線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			40,000
234	令和3年度県道上初湯川皆瀬線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			20,000
235	令和3年度県道田辺白浜線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			20,000
236	令和3年度県道栄岩崎線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			20,000
237	令和3年度県道城すさみ線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			25,000
238	令和3年度県道大附見老津停車場線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			20,000

事	項	期	間	限	度	額
239	令和3年度県道串本古座川線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			50,000 ^{千円}
240	令和3年度県道古座川熊野川線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			10,000
241	令和3年度県道那智勝浦本宮線小規模道路改良	令和4年度	(1年)			20,000
242	令和3年度紀の川自転車道線 桃山町段工区サイクリングロード整備	令和4年度	(1年)			50,000
243	令和3年度紀の川自転車道線 清水～下井阪工区サイクリングロード整備	令和4年度	(1年)			30,000
244	令和3年度都市計画道路西脇山口線公共街路	令和4年度	(1年)			110,000
245	令和3年度都市計画道路南港山東線公共街路	令和4年度	(1年)			400,000
246	令和3年度都市計画道路岡田大野中線公共街路	令和4年度	(1年)			40,000
247	令和3年度都市計画道路黒江線公共街路	令和4年度	(1年)			200,000
248	令和3年度都市計画道路文里湾横断道路公共街路	令和4年度	(1年)			300,000
249	令和3年度都市計画道路千穂王子ヶ浜線公共街路	令和4年度	(1年)			200,000
250	令和3年度都市計画道路西脇山口線地方特定道路整備(街路)	令和4年度	(1年)			90,000
251	令和3年度都市計画道路南港山東線地方特定道路整備(街路)	令和4年度	(1年)			100,000
252	令和3年度都市計画道路千穂王子ヶ浜線地方特定道路整備(街路)	令和4年度	(1年)			10,000
253	令和3年度和田川河川整備	令和4年度	(1年)			200,000
254	令和3年度七瀬川河川整備	令和4年度	(1年)			100,000
255	令和3年度土入川河川整備	令和4年度	(1年)			100,000
256	令和3年度和歌川河川整備	令和4年度	(1年)			50,000
257	令和3年度亀の川河川整備	令和4年度	(1年)			150,000
258	令和3年度大門川河川整備	令和4年度	(1年)			50,000

事 項	期 間	限 度	額
259 令和3年度日方川河川整備	令和4年度	(1年)	200,000 ^{千円}
260 令和3年度加茂川河川整備	令和4年度	(1年)	100,000
261 令和3年度貴志川河川整備	令和4年度	(1年)	50,000
262 令和3年度桜谷川河川整備	令和4年度	(1年)	10,000
263 令和3年度中谷川河川整備	令和4年度	(1年)	30,000
264 令和3年度住吉川河川整備	令和4年度	(1年)	200,000
265 令和3年度根来川河川整備	令和4年度	(1年)	100,000
266 令和3年度佐川河川整備	令和4年度	(1年)	10,000
267 令和3年度柘榴川河川整備	令和4年度	(1年)	10,000
268 令和3年度春日川河川整備	令和4年度	(1年)	10,000
269 令和3年度有田川河川整備	令和4年度	(1年)	100,000
270 令和3年度有田川総合流域防災	令和4年度	(1年)	20,000
271 令和3年度広川河川整備	令和4年度	(1年)	30,000
272 令和3年度切目川河川整備	令和4年度	(1年)	100,000
273 令和3年度西川河川整備	令和4年度	(1年)	200,000
274 令和3年度堂閉川河川整備	令和4年度	(1年)	10,000
275 令和3年度日高川河川整備	令和4年度	(1年)	100,000
276 令和3年度南部川河川整備	令和4年度	(1年)	20,000
277 令和3年度古川河川整備	令和4年度	(1年)	100,000
278 令和3年度左会津川河川整備	令和4年度	(1年)	200,000
279 令和3年度左会津川総合流域防災	令和4年度	(1年)	20,000
280 令和3年度芳養川河川整備	令和4年度	(1年)	200,000
281 令和3年度富田川河川整備	令和4年度	(1年)	100,000
282 令和3年度日置川河川整備	令和4年度	(1年)	100,000
283 令和3年度熊野川河川整備 (田辺市内)	令和4年度	(1年)	20,000

事	項	期	間	限	度	額
284	令和3年度古座川河川整備	令和4年度	(1年)			千円 30,000
285	令和3年度太田川河川整備	令和4年度	(1年)			100,000
286	令和3年度佐野川河川整備	令和4年度	(1年)			100,000
287	令和3年度熊野川河川整備(新宮市内)	令和4年度	(1年)			90,000
288	令和3年度河川整備(特定構造物改築)	令和4年度	(1年)			250,000
289	令和3年度河川整備(情報基盤総合整備)	令和4年度	(1年)			100,000
290	令和3年度二川ダム堰堤改良	令和4年度	(1年)			150,000
291	令和3年度広川ダム堰堤改良	令和4年度	(1年)			40,000
292	令和3年度椿山ダム堰堤改良	令和4年度	(1年)			50,000
293	令和3年度七川ダム堰堤改良	令和4年度	(1年)			60,000
294	令和3年度日方川河川受託	令和4年度	(1年)			20,000
295	令和3年度西川河川受託	令和4年度	(1年)			20,000
296	令和3年度藤谷川堤防改修	令和4年度	(1年)			30,000
297	令和3年度烏子川堤防改修	令和4年度	(1年)			10,000
298	令和3年度七瀬川堤防改修	令和4年度	(1年)			20,000
299	令和3年度加茂川堤防改修	令和4年度	(1年)			40,000
300	令和3年度大坪川堤防改修	令和4年度	(1年)			40,000
301	令和3年度有田川堤防改修	令和4年度	(1年)			20,000
302	令和3年度お仙谷川堤防改修	令和4年度	(1年)			10,000
303	令和3年度山田川堤防改修	令和4年度	(1年)			30,000
304	令和3年度江上川堤防改修	令和4年度	(1年)			20,000
305	令和3年度熊井川堤防改修	令和4年度	(1年)			10,000
306	令和3年度日高川堤防改修	令和4年度	(1年)			10,000
307	令和3年度東裏川堤防改修	令和4年度	(1年)			10,000

事	項	期	間	限	度	額
308	令和3年度志賀川堤防改修	令和4年度	(1年)			30,000 ^{千円}
309	令和3年度由良川堤防改修	令和4年度	(1年)			40,000
310	令和3年度南部川堤防改修	令和4年度	(1年)			15,000
311	令和3年度東岩代川堤防改修	令和4年度	(1年)			15,000
312	令和3年度左向谷川堤防改修	令和4年度	(1年)			30,000
313	令和3年度河川修繕	令和4年度	(1年)			400,000
314	令和3年度ダム修繕	令和4年度	(1年)			120,000
315	令和3年度河川調査	令和4年度	(1年)			30,000
316	令和3年度山内川砂防	令和4年度	(1年)			50,000
317	令和3年度有田川砂防	令和4年度	(1年)			80,000
318	令和3年度フケ小路谷川砂防	令和4年度	(1年)			50,000
319	令和3年度更谷谷川砂防	令和4年度	(1年)			50,000
320	令和3年度向島谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
321	令和3年度宮本谷川砂防	令和4年度	(1年)			10,000
322	令和3年度地藏谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
323	令和3年度鳥ヶ谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
324	令和3年度鎌田谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
325	令和3年度宮木谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
326	令和3年度牛ヶ瀬谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
327	令和3年度油河谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
328	令和3年度黒山谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
329	令和3年度里山谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
330	令和3年度大山谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
331	令和3年度宮川谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
332	令和3年度畑峰峠谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000

事	項	期	間	限	度	額
333	令和3年度小谷川砂防	令和4年度	(1年)			千円 30,000
334	令和3年度つづら谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
335	令和3年度方丈谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
336	令和3年度土生川砂防	令和4年度	(1年)			80,000
337	令和3年度市井谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
338	令和3年度妙見谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
339	令和3年度老星谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
340	令和3年度あたぎ谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
341	令和3年度槇谷川砂防	令和4年度	(1年)			50,000
342	令和3年度猪谷東谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
343	令和3年度七兵衛谷川砂防	令和4年度	(1年)			40,000
344	令和3年度李堂の谷川砂防	令和4年度	(1年)			20,000
345	令和3年度べべ谷川砂防	令和4年度	(1年)			20,000
346	令和3年度岡の谷川砂防	令和4年度	(1年)			30,000
347	令和3年度門谷砂防	令和4年度	(1年)			30,000
348	令和3年度萩の谷川砂防	令和4年度	(1年)			100,000
349	令和3年度志原下谷川砂防	令和4年度	(1年)			50,000
350	令和3年度荒木川右支溪砂防	令和4年度	(1年)			20,000
351	令和3年度長谷川砂防	令和4年度	(1年)			20,000
352	令和3年度清の川砂防	令和4年度	(1年)			20,000
353	令和3年度岩ノ畑谷川砂防	令和4年度	(1年)			20,000
354	令和3年度与根子川右支溪砂防	令和4年度	(1年)			20,000
355	令和3年度紀の川圏域砂防	令和4年度	(1年)			30,000
356	令和3年度紀中圏域砂防	令和4年度	(1年)			120,000
357	令和3年度熊野川圏域砂防	令和4年度	(1年)			100,000

事	項	期	間	限	度	額
358	令和3年度上古沢地区砂防	令和4年度	(1年)			30,000 ^{千円}
359	令和3年度下鞆地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
360	令和3年度上出地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
361	令和3年度別所地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
362	令和3年度沓掛地区砂防	令和4年度	(1年)			30,000
363	令和3年度橋本地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
364	令和3年度梅本地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
365	令和3年度畑地区砂防	令和4年度	(1年)			10,000
366	令和3年度沼田地区砂防	令和4年度	(1年)			10,000
367	令和3年度西ヶ峰地区砂防	令和4年度	(1年)			10,000
368	令和3年度吹井1地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
369	令和3年度長野地区砂防	令和4年度	(1年)			120,000
370	令和3年度前谷地区砂防	令和4年度	(1年)			10,000
371	令和3年度高原地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
372	令和3年度芦立地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
373	令和3年度東地区砂防	令和4年度	(1年)			30,000
374	令和3年度伏拝地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
375	令和3年度清水谷地区砂防	令和4年度	(1年)			20,000
376	令和3年度立平地区砂防	令和4年度	(1年)			10,000
377	令和3年度平14地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
378	令和3年度平野地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
379	令和3年度寺長3地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
380	令和3年度府中地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			20,000
381	令和3年度栄谷2地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			20,000

事	項	期	間	限	度	額
382	令和3年度引尾8地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			千円 30,000
383	令和3年度幡川1地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
384	令和3年度市坪地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			40,000
385	令和3年度小松原地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			20,000
386	令和3年度谷地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
387	令和3年度宇井苔1地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			20,000
388	令和3年度下湯川地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			40,000
389	令和3年度片山1地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
390	令和3年度長滝地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			60,000
391	令和3年度下五味地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
392	令和3年度猪之山地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
393	令和3年度瓜谷地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
394	令和3年度原日浦地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			60,000
395	令和3年度上平1地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
396	令和3年度橋渡地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
397	令和3年度平岩地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			60,000
398	令和3年度欠矧地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
399	令和3年度芝地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
400	令和3年度東上ノ砦3地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000

事	項	期	間	限	度	額
401	令和3年度殿原小森地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			20,000 ^{千円}
402	令和3年度矢田ヶ谷地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
403	令和3年度湯崎地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
404	令和3年度河口地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
405	令和3年度中の坪地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
406	令和3年度安居地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
407	令和3年度下ノ岡地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
408	令和3年度佐本中1地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			10,000
409	令和3年度周参見12地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			50,000
410	令和3年度受瀬平地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
411	令和3年度向芝地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			30,000
412	令和3年度竹原2地区急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			15,000
413	令和3年度紀の川圏域急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			70,000
414	令和3年度熊野川圏域急傾斜地崩壊対策	令和4年度	(1年)			110,000
415	令和3年度北山地区小規模土砂災害対策	令和4年度	(1年)			5,000
416	令和3年度下津2地区小規模土砂災害対策	令和4年度	(1年)			10,000
417	令和3年度黒松地区小規模土砂災害対策	令和4年度	(1年)			8,000
418	令和3年度東山小恒2地区小規模土砂災害対策	令和4年度	(1年)			7,000
419	令和3年度砂防修繕	令和4年度	(1年)			50,000

事	項	期	間	限	度	額
420	令和3年度紀三井寺公園整備	令和4年度	(1年)			千円 38,652
421	令和3年度県営住宅管理システム移行・機能改修・運用保守及び機器等賃貸借	自 令和3年度 至 令和8年度	(6年)			98,955
422	令和3年度南紀白浜空港既存ターミナル改修	令和4年度	(1年)			39,600
423	令和3年度串本海岸海岸整備(海岸)	令和4年度	(1年)			100,000
424	令和3年度那智勝浦海岸海岸整備(海岸)	令和4年度	(1年)			170,000
425	令和3年度港湾修繕	令和4年度	(1年)			15,000
426	令和3年度海岸修繕	令和4年度	(1年)			60,000
427	令和3年度和歌山下津港港湾施設整備(放置艇対策・琴の浦)	令和4年度	(1年)			150,000
428	令和3年度和歌山下津港港湾施設整備(放置艇対策・冷水)	令和4年度	(1年)			50,000
429	令和3年度和歌山下津港港湾施設整備(既存・本港)	令和4年度	(1年)			100,000
430	令和3年度和歌山下津港港湾施設整備(既存・有田)	令和4年度	(1年)			100,000
431	令和3年度和歌山下津港港湾施設整備(橋梁耐震)	令和4年度	(1年)			210,000
432	令和3年度湯浅広港港湾施設整備	令和4年度	(1年)			50,000
433	令和3年度由良港港湾施設整備	令和4年度	(1年)			500,000
434	令和3年度日高港港湾施設整備	令和4年度	(1年)			30,000
435	令和3年度文里港港湾施設整備	令和4年度	(1年)			100,000
436	令和3年度新宮港港湾施設整備	令和4年度	(1年)			100,000
437	令和3年度和歌山下津港海岸(海南)海岸整備(港湾)	令和4年度	(1年)			160,000
438	令和3年度和歌山下津港海岸(有田)海岸整備(港湾)	令和4年度	(1年)			90,000
439	令和3年度湯浅広港海岸海岸整備(港湾)	令和4年度	(1年)			140,000
440	令和3年度湯浅広港海岸外海岸整備(港湾)	令和4年度	(1年)			35,000

事	項	期	間	限	度	額
441	令和3年度由良港海岸海岸整備（港湾）	令和4年度	（1年）			20,000 ^{千円}
442	令和3年度日高港海岸海岸整備（港湾）	令和4年度	（1年）			200,000
443	令和3年度文里港海岸海岸整備（港湾）	令和4年度	（1年）			80,000
444	令和3年度紀州ネット端末等リース	自 令和4年度 至 令和8年度	（5年）			560,020
445	令和3年度警察学校給食外部委託	自 令和3年度 至 令和4年度	（2年）			9,300
446	令和3年度高塚職員宿舍新築工事	令和4年度	（1年）			164,905
447	令和3年度運転免許関係講習業務委託	自 令和3年度 至 令和4年度	（2年）			95,076
448	令和3年度運転免許シミュレーションシステムリース	令和4年度	（1年）			1,100
449	令和3年度携帯電話解析装置リース	自 令和4年度 至 令和8年度	（5年）			9,477
450	令和3年度交通事故自動見分システム等リース	自 令和4年度 至 令和10年度	（7年）			155,907
451	令和3年度放置駐車車両確認事務委託	令和4年度	（1年）			27,093
452	令和3年度放置駐車携帯端末リース	自 令和4年度 至 令和8年度	（5年）			22,259
453	令和3年度AI技術を活用した映像解析システムリース	自 令和4年度 至 令和8年度	（5年）			278,397
454	令和3年度大規模改造（南部高校龍神分校教室棟）	自 令和3年度 至 令和4年度	（2年）			418,269
455	令和3年度校舎等増改築（熊野高校講堂解体・新築）	令和4年度	（1年）			383,381
456	令和3年度校舎等増改築（熊野高校寄宿舎新築）	令和4年度	（1年）			182,189
457	令和3年度諸施設整備（和歌山東高校防球ネット嵩上げ）	令和4年度	（1年）			75,749

事	項	期	間	限	度	額
458	令和3年度南紀・はまゆう支援学校再編整備（監理委託）	自	令和4年度 (2年)			千円 64,027
459	令和3年度南紀・はまゆう支援学校再編整備（Ⅱ期工事）	自	令和4年度 (2年)			4,050,566
460	令和3年度情報教育環境整備	自	令和4年度 (5年)			92,835
461	令和3年度専攻科支援金システム整備	自	令和4年度 (2年)			627
462	令和3年度土地改良会館空調改修	自	令和3年度 (2年)			29,997
463	令和3年度ワールドマスターズゲームズ2021関西開催準備	自	令和3年度 (2年)			189,774
464	令和3年度土木施設災害復旧		令和4年度 (1年)			1,000,000
465	令和3年度災害土木単独復旧		令和4年度 (1年)			20,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,645,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共河川事業	563,900	以下同上	以下同上	以下同上
公共海岸事業	1,205,800			
公共農業農村事業	903,200			
公共災害関連事業	3,780,000			
公共治山事業	387,400			
公共治水事業	2,549,500			
公共水産基盤事業	552,300			
公共都市計画事業	682,600			
公共道路事業	16,559,400			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共空港事業	千円 135,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公営住宅建設事業	345,800	以下同上	以下同上	以下同上
過年補助災害復旧 事業	717,800			
現年補助災害復旧 事業	2,033,200			
単独災害復旧事業	340,000			
緊急防災・減災事業	169,100			
社会福祉施設整備 事業	116,500			
施設整備事業	323,700			
半島振興道路整備 事業	90,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業	千円 3,299,100	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
警察施設整備事業	855,000	以下同上	以下同上	以下同上
自然公園等施設整備	7,600			
地方道路等整備事業	882,000			
河川等整備事業	147,700			
本庁舎管理	4,000			
財産管理	642,400			
総合庁舎管理	189,100			
相談センター体育 施設整備	53,300			
相談センター改修	71,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
環境衛生研究センター 再整備	千円 36,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
動物愛護センター ・鳥獣保護センター 運営	18,200	以下同上	以下同上	以下同上
保健所運営	95,500			
植物公園緑花セン ター等管理	2,400			
果樹試験場運営	3,500			
畜産試験場運営	81,600			
小規模土砂災害対策	8,800			
和歌山マリーナシティ 管理・運営	5,700			
県単港湾施設整備	123,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国際便受入機能強化	千円 252,500	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公園整備	57,400	以下同上	以下同上	以下同上
事務局等運営	800			
特別史跡岩橋千塚 古墳群等保存整備 ・活用	46,600			
防災対策事業	927,300			
公共施設等適正 管理推進事業	2,324,700			
緊急自然災害防止 対策事業	4,293,100			
緊急浚渫推進事業	1,000,000			
行政改革推進	5,529,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立大学法人和歌山県立医科大学貸付金	千円 1,193,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
臨時財政対策	27,000,000	同上	同上	同上

令和 3 年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算

令和 3 年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 218,425 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		290 <small>千円</small>
	1 一般会計繰入金	290
2 繰越金		125,296
	1 繰越金	125,296
3 諸収入		92,839
	1 県預金利子	5
	2 貸付金元利収入	67,640
	3 雑収入	25,194
歳入	合計	218,425

(歳 出)		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		218,425 <small>千円</small>
	1 農 業 費	8,317
	2 林 業 費	178,218
	3 水 産 業 費	31,890
歳 出 合 計		218,425

令和 3 年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算

令和 3 年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172,366千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		26,840 <small>千円</small>
	1 繰越金	26,840
2 諸収入		145,526
	1 県預金利子	1
	2 貸付金元利収入	145,525
歳入	合計	172,366

(歲 出)		
款	項	金 額
1 商 工 費		172,366 <small>千円</small>
	1 中 小 企 業 振 興 資 金 助 成 費	172,366
歲 出 合 計		172,366

令和 3 年度和歌山県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 3 年度和歌山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 184,834 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		10,000 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	10,000
2 繰越金		61,742
	1 繰越金	61,742
3 諸収入		93,092
	1 貸付金元利収入	92,980
	2 雑収入	112
4 県債		20,000
	1 県債	20,000
歳入	合計	184,834

(歲 出)		
款	項	金 額
1 民 生 費		184,834 <small>千円</small>
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	184,834
歲 出 合 計		184,834

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付金	千円 20,000	政府から借り 入れるものとし、 この借入方法、 その他一切の事 項は、母子及び 父子並びに寡婦 福祉法（昭和39 年法律第129号） の定める融資条 件に従うものと する。 ただし、事業 その他の都合に より起債額の全 部又は一部を後 年度へ繰越して 起債することが できる。	% 0	母子及び父子並 びに寡婦福祉法第 37条第2項、第4 項又は第6項の規 定による融資条件 に従うものとする。

令和3年度和歌山県修学奨励金特別会計予算

令和3年度和歌山県の修学奨励金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ230,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		1 <small>千円</small>
	1 繰越金	1
2 諸収入		230,390
	1 貸付金元利収入	230,390
歳入	合計	230,391

(歳 出)		
款	項	金 額
1 教 育 費		230,391 <small>千円</small>
	1 教 育 総 務 費	230,391
歳 出 合 計		230,391

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 令和3年度債権回収（元本）業務委託（債権回収会社）	自 令和4年度 至 令和5年度 (2年)	千円 20,831
2 令和3年度債権回収（元本）業務委託（弁護士）	自 令和4年度 至 令和5年度 (2年)	6,973
3 令和3年度債権回収（延滞金）業務委託	自 令和4年度 至 令和5年度 (2年)	7,805

令和 3 年度和歌山県職員住宅特別会計予算

令和 3 年度和歌山県の職員住宅特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ190,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		190,044 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	190,044
歳入合計		190,044

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		190,044 <small>千円</small>
	1 職 員 住 宅 管 理 費	190,044
歳 出 合 計		190,044

令和 3 年度和歌山県国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度和歌山県の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104,544,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 分担金及び負担金		31,350,618 ^{千円}
	1 負担金	31,350,618
2 国庫支出金		32,297,180
	1 国庫負担金	21,673,307
	2 国庫補助金	10,623,873
3 療養給付費等交付金		1
	1 療養給付費等交付金	1
4 前期高齢者交付金		33,971,746
	1 前期高齢者交付金	33,971,746
5 共同事業交付金		181,757
	1 共同事業交付金	181,757
6 財産収入		234
	1 財産運用収入	234
7 繰入金		6,638,437
	1 一般会計繰入金	6,593,238
	2 基金繰入金	45,199
8 繰越金		96,684
	1 繰越金	96,684
9 諸収入		7,742
	1 雑収入	7,742
歳入合計		104,544,399

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		5,227 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	4,590
	2 運 営 協 議 会 費	637
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		84,527,184
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	84,527,184
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		14,089,523
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	14,089,523
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		26,412
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	26,412
5 介 護 納 付 金		5,571,948
	1 介 護 納 付 金	5,571,948
6 病 床 転 換 支 援 金 等		51
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	51
7 共 同 事 業 拠 出 金		181,862
	1 共 同 事 業 拠 出 金	181,862
8 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		4
	1 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	4
9 保 健 事 業 費		141,954
	1 保 健 事 業 費	141,954
10 基 金 積 立 金		234
	1 基 金 積 立 金	234
歳 出	合 計	104,544,399

令和 3 年度和歌山県営競輪事業特別会計予算

令和 3 年度和歌山県の県営競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,320,937 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 収益事業収入		15,301,972 ^{千円}
	1 収益事業収入	15,301,972
2 使用料及び手数料		1,280
	1 使用料	1,280
3 財産収入		69
	1 財産運用収入	68
	2 財産売却収入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		17,615
	1 県預金利子	1
	2 雑収入	17,614
歳入	合計	15,320,937

(歳 出)		
款	項	金 額
1 県 営 競 輪 特 別 事 業 費		15,319,937 <small>千円</small>
	1 競 輪 事 業 費	15,319,937
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		15,320,937

令和3年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算

令和3年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ509,824千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		507,806 ^{千円}
	1 使用料	507,806
2 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2,016
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 県預金利子	1
	3 雑収入	2,014
歳入	合計	509,824

(歲 出)		
款	項	金 額
1 港 灣 施 設 管 理 費		509,824 ^{千円}
	1 港 灣 施 設 管 理 費	509,824
歲 出 合 計		509,824

令和 3 年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算

令和 3 年度和歌山県の市町村振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 841,541 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		275,599 ^{千円}
	1 繰越金	275,599
2 諸収入		551,701
	1 県預金利子	6
	2 貸付金元利収入	551,695
3 繰入金		14,241
	1 一般会計繰入金	14,241
歳入	合計	841,541

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		841,541 <small>千円</small>
	1 市 町 村 振 興 費	841,541
歳 出 合 計		841,541

令和 3 年度和歌山県自動車税証紙特別会計予算

令和 3 年度和歌山県の自動車税証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 807,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 証紙収入		807,000 <small>千円</small>
	1 証紙収入	807,000
歳入合計		807,000

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		807,000 <small>千円</small>
	1 繰 出 金	807,000
歳 出 合 計		807,000

令和3年度和歌山県用地取得事業特別会計予算

令和3年度和歌山県の用地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,838,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		2,160,604 ^{千円}
	1 財産売却収入	2,160,604
2 繰入金		3,708
	1 一般会計繰入金	3,708
3 諸収入		22,304
	1 貸付金元利収入	16,304
	2 雑収入	6,000
4 県債		2,651,900
	1 県債	2,651,900
歳入	合計	4,838,516

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		4,837,034 <small>千円</small>
	1 土 木 管 理 用 地 取 得 事 業 費	16,304
	2 道 路 橋 り よ う 用 地 取 得 事 業 費	4,820,730
2 教 育 費		1,482
	1 公 用 用 地 取 得 事 業 費	1,482
歳 出 合 計		4,838,516

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>申本太地道路先行 取得事業</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>2,651,900</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。</p>

令和3年度和歌山県公債管理特別会計予算

令和3年度和歌山県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105,151,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		千円 2
	1 財産運用収入	2
2 繰入金		74,247,056
	1 一般会計繰入金	71,975,381
	2 特別会計繰入金	2,270,957
	3 基金繰入金	718
3 県債		30,903,996
	1 県債	30,903,996
歳入合計		105,151,054

(歲 出)		
款	項	金 額
1 公 債 費		105,151,054 ^{千円}
	1 公 債 費	105,151,054
歲 出 合 計		105,151,054

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>30,903,996</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。</p>

令和3年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度和歌山県立こころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
精 神 病 床	300床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者	56,565人
外 来 患 者	24,051人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者	155.0人
外 来 患 者	99.4人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		2,236,198千円
第1項 医業収益		1,175,401千円
第2項 医業外収益		1,060,797千円
	支	出
第1款 病院事業費用		2,045,919千円
第1項 医業費用		1,988,321千円
第2項 医業外費用		57,498千円
第3項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		633,808千円
第1項 企業債		213,700千円
第2項 他会計負担金		420,108千円
	支	出
第1款 資本的支出		633,808千円
第1項 建設改良費		284,107千円
第2項 企業債償還金		349,701千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

1,380,342千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、104,205千円と定める。

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">16,900</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、企業財 政その他の都合 により、年限変 更、繰上償還 又は低利借換 えすることができる。</p>
病院施設改修事業	<p style="text-align: center;">196,800</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>	<p style="text-align: center;">同上</p>

令和3年度和歌山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度和歌山県工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34箇所
(2) 年間総給水量	56,447,250m ³
(3) 1日平均給水量	154,650m ³
(4) 主要な建設改良事業費	
揚水管電気防蝕装置改良工事	22,741千円
取水施設更新工事	590,700千円
海底横断管更新工事	218,625千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		822,787千円
第1項 営業収益		707,685千円
第2項 営業外収益		100,258千円
第3項 特別利益		14,844千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		794,640千円
第1項 営業費用		746,749千円
第2項 営業外費用		27,373千円
第3項 特別損失		15,518千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額513,885千円は、建設改良積立金319,575千円、過年度分損益勘定留保資金194,310千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		416,000千円
第1項 企業債		416,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		929,885千円
第1項 建設改良費		919,885千円
第2項 予備費		10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 令和3年度財務会計システム更新 (企業債)	令和4年度(1年)	14,570千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

206,471千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>紀の川第2工業用 水道事業</p> <p>取水施設更新工事</p>	<p>千円</p> <p>416,000</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。</p>

令和3年度和歌山県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度和歌山県土地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却面積 8,101m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 土地造成事業収益		394,126千円
第1項 営業収益		205,930千円
第2項 営業外収益		188,196千円
	支	出
第1款 土地造成事業費用		183,802千円
第1項 営業費用		179,703千円
第2項 営業外費用		4,089千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額322,230千円は、当年度分損益勘定留保資金290,998千円及び過年度分損益勘定留保資金31,232千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,157,000千円
第1項 企業債		1,157,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,479,230千円
第1項 土地造成費		32,230千円
第2項 企業債償還金		1,447,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 令和3年度財務会計システム更新 (企業債)	令和4年度(1年)	4,857千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、154,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 31,759千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,000千円である。

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円		%	
雑賀崎工業団地	207,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。 ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。
西浜工業団地	506,000			
日高港工業団地	444,000	(2)借入時期 令和3年度 ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。 (3)借入方法 普通貸借又は債券発行		

令和3年度和歌山県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度和歌山県流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	5 市町
(2) 年間総処理水量	8,018,685m ³
(3) 1日平均処理水量	21,969m ³
(4) 主要な建設改良事業	
紀の川流域下水道(伊都処理区)	215,273千円
紀の川中流流域下水道(那賀処理区)	92,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益	2,874,645	千円
第1項 営業収益	910,353	千円
第2項 営業外収益	1,964,292	千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用	2,874,645	千円
第1項 営業費用	2,649,131	千円
第2項 営業外費用	225,514	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入	902,617	千円
第1項 企業債	70,500	千円
第2項 補助金	761,481	千円
第3項 負担金	70,636	千円
	支	出
第1款 資本的支出	902,617	千円
第1項 建設改良費	307,273	千円
第2項 企業債償還金	595,344	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 令和3年度伊都浄化センター処理施設更新工事	令和4年度(1年)	352,000千円
2 令和3年度那賀浄化センター処理施設増設工事	令和4年度(1年)	40,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、857,570千円である。

別表				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 46,300	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 令和3年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。
紀の川中流流域下水道事業	24,200	同上	同上	同上

和歌山県報

令和三年四月六日

号外

別冊